

3-4 虐待防止, 権利擁護の推進

現状・課題

社会的背景

- 平成18年 高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 施行
 - 同法に基づく対応状況等に関する調査 (R3結果【前年比増減数】, 東京都抜粋)
 - ・要介護施設従事者等による高齢者虐待
 - ・養護者による高齢者虐待

通報件数	219 【14】	虐待 認定件数	87 【19】	通報件数	4,159 【85】	虐待 認定件数	2,606 【▲164】
------	-------------	------------	------------	------	---------------	------------	-----------------

- 令和3年度介護報酬改定
 - 高齢者虐待防止の推進
 - 全ての介護サービス事業者を対象に, 利用者の人権の擁護, 虐待の防止等の観点から, 虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催, 指針の整備, 研修の実施, 担当者を定めることを義務づける (※3年間の経過措置期間あり)

調布市では

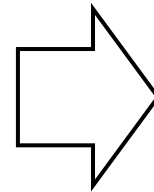
- 相談件数等

➢市

	R2	R3	R4
虐待(疑い含む。)	184	182	104
成年後見等	54	106	22
成年後見の市長申立件数	11	11	10

➢地域包括支援センター

	R2	R3	R4
権利擁護	864	1,039	894



- 医療・介護関係者との連携・啓発
 - 高齢者虐待防止の推進に関する4要件について, 市内の居宅介護支援事業所に進捗状況を調査, 情報把握を実施。また, 介護サービス事業者へ虐待対応研修を実施
 - 高齢者虐待防止の推進に係る進捗状況(経過措置期間内の完了予定)
 - 完了21%, 完了予定58%, 完了に不安がある21%
 - 判断力が低下した時に希望する支援者 (R4市民福祉ニーズ調査)
 - 家族・親族89.4%, 成年後見人14.6%, 知人・友人4.0%, 市民後見人2.4%, その他0.5%
 - 消費者被害啓発
 - 地域包括支援センターでは, 地域ケア会議を活用した消費者被害に関する情報提供・啓発推進 (R2:5包括, R3:5包括, R4:4包括)

課題等

- 虐待防止と早期発見
 - ① 地域への啓発
 - ② 認知症高齢者への支援 認知症への理解不足
 - ③ 家族介護者支援の充実 ダブルケア, ヤングケアラーの把握と関係部署との連携
- 虐待等への適切な対応
 - ① 高齢者虐待の実態把握と防止に向けた取組
 - ② 関係機関との連携による支援体制の構築
 - ③ 高齢者一時保護施設の確保に関する事業
- 成年後見制度の利用促進
 - ① 認知症や精神疾患のある方の意思決定支援
 - ② 経済困窮者に対する支援

第9期計画での取組検討(案)

① 普及啓発

- 高齢者の虐待防止に関するパンフレットや出前講座等を通じて, 広く市民に啓発するとともに, 認知症地域支援推進員やみまもっと担当とも連携し, 地域の中での声かけや見守りの大切さを啓発
- 気になる事例・心配な事例については, 地域包括支援センターへつなげ, 虐待の未然防止や早期発見につながるよう働きかけていく。また, ケアマネジャーや介護サービス事業者, 医療関係者などに対する啓発を行い, 早期に適切な支援へつながる環境を整えていく

② 多機関協働による支援体制構築

- 虐待が疑われるケースについては, 介護や医療, 福祉の関係機関と協力し, 重層的支援体制整備事業も活用しながら, 早い段階から本人・家族などに対する支援につなげていく。必要に応じて, 警察や弁護士などの専門機関とも協力し, 多方面からアプローチして問題の解決に努めていく
- 調布市社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業を始めとした権利擁護施策の周知・活用を図る
- 養護者の虐待は, ケア疲れや自身の問題等が発生要因となりやすいため, 各種ケアラー支援や臨床心理士等の専門相談等を通じて, 養護者のフォローを並行して行っていく
- 要介護施設従事者等による虐待を防止するため, 要介護施設や職能団体等とも協力し, 知識・技術, 感情・ストレス, 就業体制等に係る学習機会の提供, 助言・指導を行っていく。また, 法により義務化される高齢者虐待防止の推進に係る4要件の取組が着実に実施されるよう啓発・指導していく

③ 一時保護施設の体制充実

- 虐待の状況により保護が必要となる場合に備えて, 短期入所施設等緊急に受け入れることができる体制を整える

④ 成年後見制度等の利用促進

- 認知症等で判断能力が十分でない方や, 日常生活に不安を持つ方などが安心して生活を続けていけるように, 権利擁護に関する普及・啓発を行うとともに, 権利擁護を必要とする方には, 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの支援につなげていく
- 多摩南部成年後見センターや運営する5市とも連携し, 成年後見制度の利用促進や報酬助成制度等を活用した経済的困窮者等への支援, 社会貢献型後見人(市民後見人)の養成等に努めていく

⑤ 消費者被害対策

- ひとりぐらしや日中独居の高齢者を狙った悪質商法(訪問販売, 電話販売, 振込詐欺など)等を未然に防ぐため, 広報やチラシなどの情報媒体, みまもっとや出前講座など様々な機会を捉えて, 消費者被害防止についての広報や情報の共有に努めていく
- 介護保険サービスを通して日常的に高齢者に接する機会の多いケアマネジャー等の協力の下, 年々巧妙化する詐欺・消費者被害の特徴等の理解, 消費者被害が疑わしい場合の対応方法, 消費者被害に遭遇した場合の通報やクーリングオフの利用方法などについて, 消費生活センターとも連携しながら啓発・サポートを図っていく

⑥ 自殺対策

- 高齢者は, 配偶者等との死別・離別や心身の疾患, 経済的課題等をきっかけに, 孤立・フレイル・生活困窮・うつ病等の問題を抱える傾向にあり, 地域とのつながりの希薄化は, より一層, 問題把握を遅らせ, 自殺リスクを高める要因となる。このことから, 支援者を含む高齢者等が, 生きがいを持ちながら社会で孤立することなく生活するための地域づくりが重要となる。高齢者に関わる関係機関等と連携しながら, 健康づくり事業や介護予防事業による社会参加やうつ予防の促進, 生活支援体制整備事業による居場所づくりや見守りの充実, ケアラー支援による介護者の負担軽減・孤立予防等に広く取り組んでいく